計　画　変　更　調　書

年　　月　　日

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 検査希望  年 月 日 | 中間検査　　年　月　日 |  |
| 完了検査 年 月 日 | 工事監理者　氏名 |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 電話番号

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| チェック年月日  主事又は担当 印  (副本は、受付印  を押印し返却 ) |  |  |
| 確認済証番号 第　　　　　　　　　　　　号 |
| 交付年月日 　　　　　年　　　月　　　日 |
| 申請者氏名 |
| 計画変更確認申請 | 要　・　不要 | 建築場所 |
| 申請書等記載事項変更届 | 要　・　不要 |  |

の欄は、特定行政庁が記入

○当初の計画から変更する場合、当調書を特定行政庁の窓口へ２部提出してください。

○特定行政庁の担当者チェック後に返却された調書（一部）は、計画変更確認申請書、申請書等記載事項変更届または確認申請書(副本)に添付してください。

　【注意事項】①軽微な変更の範囲については、建築基準法施行規則第３条の２を参照するとともに、各特定行政庁

　　　　 　　　　の窓口でご相談ください。

　　　 　②手数料の算定に当たっては、建築基準法施行令第１０条及び第１１条並びに計画変更床面積算定準

　　　　 　　　　則を参考にしてください。不明な点がありましたら、各特定行政庁の窓口にお問合わせください。

変 更 事 項

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ＊以下の変更事項のうち、該当する事項のすべてについて「○」をつけてください。 | | | | | |
| 番号 | | 変更事項 | | 番号 | 変更事項 | |
| 1 | | 道路幅員、接道長さ |  | 13 a | 昇降機、定期報告対象の建築設備 |  |
| 2 | | 敷地面積、敷地境界線 |  | 13 b | その他の建築設備 |  |
| 3 | | 建築物の高さ |  | 14 | 工作物 |  |
| 4 | | 階数 |  | 15 | 製造、貯蔵、遊戯施設 |  |
| 5 | | 建築面積 |  | 16 | 建築物の位置 |  |
| 6 | | 床面積 |  | 17 | 階段 |  |
| 7 | | 用途の変更 |  | 18 | 柱、はり、けた |  |
| 8 | | し尿浄化槽 |  | 19 | 屋根、軒、軒裏、ひさし、天井 |  |
| 9 | | 壁、間仕切壁 |  | 20 | 土台、基礎、基礎杭 |  |
| 10 | | 防火材料 |  | 21 | 小屋組 |  |
| 11 | | 開口部の位置、大きさ |  | 22 | 斜材 |  |
| 12 | | 天井の高さ |  | 23 | その他 |  |

変 更 事 項 の 概 要

※【　】内に変更事項の番号を記入してください。変更事項が３項目をこえる場合は、別に調書を作成してください。

※変更前後がわかる図面・資料を添付してください。

※軽微な変更に該当すると判断する場合、この変更に係るすべての計画の変更が、建築基準関係規定に適合することが明らかであることを示す資料(図面等)も必要です。

※ 変更に係る具体的な内容について以下の枠内に記入し、いずれかの□にチェックしてください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 【　　　】  内　　容 |  | | |
| 添付資料・図面名称 | | 判定 | |
| □軽微な変更に該当する場合　　　　→ 規則第三条の二における該当号を記入 | | | 号 |
| □計画変更に該当する場合　　　　　→ 手数料の算定へ | | | |
| 【　　　】  内　　容 |  | | |
| 添付資料・図面名称 | | 判定 | |
| □軽微な変更に該当する場合　　　　→ 規則第三条の二における該当号を記入 | | | 号 |
| □計画変更に該当する場合　　　　　→ 手数料の算定へ | | | |
| 【　　　】  内　　容 |  | | |
| 添付資料・図面名称 | | 判定 | |
| □軽微な変更に該当する場合　　　　→ 規則第三条の二における該当号を記入 | | | 号 |
| □計画変更に該当する場合　　　　　→ 手数料の算定へ | | | |

手数料の算定

－主事又は担当記入欄

手数料は、原則として変更に係る部分の床面積の合計の１／２です。また、床面積が算出できない場合は、計画変更床面積算定準則（建設省建築指導課長通達(平成11年4月28日住指発202号)）を参考にして、床面積に換算し手数料を算定してください。ただし、変更事項の13a番の手数料は、10,000 円（小荷物専用昇降機6,000 円）、14番及び15番の手数料は7,000 円です。この場合、床面積の算定は不要です。

※ 変更前の床面積の合計 ㎡

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 変更事項 | 手数料算定対象床面積(計算式も含む) |  | |
| 変更部分 |  |  | ┐  │計　　　　　　　　㎡×1/2  │  ┘ ＝　　　　　　　　　　㎡  ㎡ | |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
| 増築部分 |  |  | ┐  │  │  ┘ 　　計　　　　　　　　㎡  　　　　　　　㎡ | |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
| 合 計 | | | | ㎡ |

確認申請手数料　　　　　　　　　　　　　円

構造計算適合性判定手数料　　　　　　　　　　　　　円